

企業連携（オープンイノベーション）創出推進事業業務委託仕様書

1 事業名

企業連携（オープンイノベーション）創出推進事業業務委託

2 事業目的

本事業では、人口減少や労働力不足、産業構造の転換など、県内企業を取り巻く経営環境が急速に変化する中、企業が単独では解決困難な課題に対して外部の技術・ノウハウ・資源を組み合わせることで経営革新や新たな事業創出を図るとともに、イベント等を通じてオープンイノベーションへの理解と関心を広め、自社の経営課題をオープンイノベーションで解決する挑戦意欲を醸成することで、外部との共創を県内企業の新たな経営戦略として定着させることを目的とする。

3 業務の委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

なお、本事業は令和8年度から令和10年度までの3か年計画であり、本業務委託（以下、「本業務」という。）は、そのうち令和8年度（1年目）の事業に関するものである。

4 本業務における委託料の上限

7,690,500円（消費税及び地方消費税を含む）

5 本業務の内容

(1) 本業務全体の設計・管理・運営等

① 本業務の設計及び計画策定

事業目的の達成に向けて、本業務全体の設計や計画策定を行うこと

② 本業務全体の管理

委託期間のすべての期間において、円滑な事業の遂行のため、センターとの連絡調整や本業務の進捗管理等を行う総括責任者や担当者の配置などの適切な執行体制を構築し、業務計画の進捗管理を行うこと

③ 本業務の情報発信

本業務の実施にあたり、(2)における県内企業への啓発等に関すること（開催情報の発信や参加申込の受付など）及び(3)県内企業の公募・選定に関すること（選定に係る日程や公募内容など）について情報発信手段を構築すること。具体的な手段（ウェブページの新規作成、既存プラットフォームの活用等）は提案によるものとし、費用対効果を踏まえた合理的な手段を選択すること。

(2) オープンイノベーションに関する県内企業への啓発等に関すること

① イベントやセミナーの開催による啓発や交流等

ア 開催回数：3回以上

イ 開催時期：契約締結の日から2月上旬まで（具体的な日程は提案によることとし、協議により最終決定）

ウ 開催方法：県内を会場とし、現地開催とする（オンライン配信の有無は提案によるものとする）。

エ コンセプト

内容や進行方法は提案によるものとするが、以下のa～eの要素を入れた構成となるイベントやセミナー（以下、「イベント等」という。）を開催すること。なお、

各回に複数の要素を組み合わせることも差し支えない。

また、3回以上のイベント等のうち、啓発・意識醸成（a）を主目的とする回及び交流・マッチング（b）を主目的とする回をそれぞれ少なくとも1回以上設けること

a 啓発・意識醸成

本事業及びオープンイノベーションに関して、県内企業・スタートアップ・支援機関・関係団体等に対して、認知度向上や意識醸成を目的とし、オープンイノベーションの意義、内容、成功事例、進め方等の啓発や各種プログラムの概要説明等を行うもの

b 交流・マッチング

県内起業家・県内外スタートアップ及び県内企業同士の幅広い交流・マッチングを促進するもの（オープンイノベーションへの取組に対する興味や挑戦意欲の喚起を含む）

c その他のオープンイノベーションに関連するイベント等

その他のイベント等は提案によるものとし、オープンイノベーションに関連するもの

d 相談ブースの設置

a～cのイベント等において、オープンイノベーション等に関する相談ブースを設置する

e 県内企業の把握

a～cのイベント等は、啓発等や交流等の目的のほか、オープンイノベーションへの関心と経営課題解決や新事業への取組に積極的な県内企業を把握することを目的としており、そのための手段を講じること

オ 来場対象者

来場対象者は県内企業（県内起業家を含む。）、県内外スタートアップ、県内経済団体・商工団体・金融機関、県内自治体など幅広い層を対象とし、各回の参加及び来場社数の目安を次のとおりとする。

a及びcを主目的とするイベント：30社

bを主目的とするイベント：50社

カ イベント等全般に関する共通事項

a～cのイベント等の実施にあたっては、秋田県が運営するスタートアップ支援プラットフォーム「AKISTA」との連携を図ること。

② 県内企業への個別訪問等による啓発等

ア 訪問目的：県内企業のオープンイノベーションへの啓発及び意識醸成により、5（2）①のイベント等への参加促進及び本事業に参加して課題解決及び新ビジネス創出に取り組む県内企業（以下「モデル企業」という。）の発掘

イ 訪問企業：20社程度

ウ 訪問時期：7月～11月頃

エ 訪問方法：現地訪問又はオンラインによる

オ 選定方法：訪問する企業の選定方法は提案によるものとし、提案内容には具体的な訪問方法や県内企業への啓発や発掘のためのアプローチ方法も含めること。

カ その他：5（2）①のイベント等において相談ブース等（相談者の企業名、氏名等が明らかとなるもの。）を設置する場合は、当該相談における相談者を訪問企業数に含めることができる。

キ 報告

受託者は、訪問及び相談対応を行った企業について、企業名・氏名、相談・ヒ

アリング内容、課題の状況及び本事業への参加可能性に関する所見等を取りまとめ、委託者に報告すること。なお、報告の様式及び時期については、事前に委託者と協議すること。

③ イベント等の企画・運営について

ア 全体

- a 受託者はイベント等の全体企画、開催に必要な会場設営、運営スタッフの手配、当日の受付、進行管理、実施に係る一切の業務を行うこと
- b 司会・講師の手配、議事概要の作成を行うこと
- c 参加者に対する案内状等の作成・送付、事前連絡調整等を行うこと
- d 会場、装飾、必要となる備品（プロジェクター、立札等）等の手配を行うこと
- e イベント等の情報発信や参加応募受付を行うこと

イ イベント等後の参加者アンケートの集計及び効果測定の実施と県内企業の報告

各イベント等の終了後、全参加者にアンケート調査(※1)を実施し、終了後1か月以内にアンケート調査の集計及び効果測定・分析結果(※2)を委託者に報告すること。ただし、オープンイノベーションへの関心又は経営課題解決や新事業への取組に積極的な県内企業については、イベント等の終了後1週間以内に委託者に報告すること。

※1 調査項目や手法等は、事前に委託者と協議すること

※2 効果測定・分析を行う内容は、事前に委託者と協議すること

④ イベント等の広告

ア 広告の方法は提案によるものとするが、県内企業がスタートアップやオープンイノベーションに興味・関心を喚起する広告を実施すること。

イ 県内企業にイベント等の参加を呼びかける際に用いるチラシを作成すること。チラシの内容（デザイン、作成部数等）は提案によるものとする。

ウ その他、イベント等のプロモーションに有効な広告について、委託者と協議のうえ行うこと。

エ イベント等の開催にあたり、周知に必要な準備を行い、周知のための十分な期間を確保すること。

(3) 県内企業の公募・選定

- ① モデル企業を募集するにあたっての募集要件を作成し、公募すること
 - ② 県内企業の応募促進に関する取組をすること（発掘方法の提案、個別訪問など）
 - ③ 県内企業を対象に応募者説明会を開催し、モデル企業となった場合にオープンイノベーションのために必要となる準備・体制等やモデル企業に対する委託先のサポート体制等を示すこと（企画、参加者募集、当日の運営等を含む）
 - ④ 応募者の中からモデル企業を選定するにあたっての審査に関する業務を実施すること
 - ⑤ 選定するモデル企業数は3社とする。
 - ⑥ ③の説明会終了後、全参加者にアンケート調査(※1)を実施し、実施後1か月以内にアンケート調査の集計及び効果測定・分析結果(※2)を委託者に報告すること
- ※1 調査項目や手法等は、事前に委託者と協議すること
- ※2 効果測定・分析を行う内容は、事前に委託者と協議すること

(4) モデル企業のオープンイノベーションテーマ内容の作成支援等

モデル企業への支援方法は提案によるものとするが、以下について配慮すること。

- ① (3)により選定されたモデル企業に対してヒアリング（オンラインを含む。）

を実施し、モデル企業がオープンイノベーションを行うための必要となる伴走支援を行うこと

- ② モデル企業のニーズに応じた県外企業等（以下「共創パートナー」）を募集するにあたり設定する条件や内容（モデル企業が提供する経営資源、求める提案等）を作成すること
- ③ 経営者の思いや理念に寄り添い、オープンイノベーションを通じた経営課題や新事業への取組について経営者の理解と納得を得た上で、これらの取組の主体的な推進を促すものであること
- ④ 共創パートナーとのマッチングのためのネットワーク等を提示できること
（共創パートナーとのマッチングは令和9年度を予定しており、マッチングを想定した提案を行うこと）

(5) 県・AKISTA等関係機関との連携（情報発信・連携等）

秋田県が運営するスタートアップ支援プラットフォーム「AKISTA」との連携のほか、関係機関との情報発信や共有等に関する連携を図れる体制を構築すること。

6 費用負担

本業務の実施に要する一切の経費は、委託費に含むものとする。

7 全体のスケジュール（想定）

令和8年	6月上旬	受託者決定
	6月上旬～	オープンイノベーションに係るイベント等
	10月、11月	モデル企業決定
	10月、11月～	モデル企業のオープンイノベーションテーマのブラッシュアップ
令和9年	2月	実績報告書の提出
※ 令和9年度以降のスケジュール（変動の可能性あり）		
	令和9年度	共創パートナーとのマッチング、連携事業計画の作成、交流イベント等の実施、中間報告会
	令和10年度	連携の実施、交流イベント等の実施、成果報告会

8 業務の報告

(1) 受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）が完了したときは、下記事項について記載した本業務の実績報告書・収支精算書・その他委託者が指示する資料等を、令和9年2月26日までに提出すること。

- ① イベント等による啓発等
 - ・イベント等の概要
 - ・イベント等の開催状況（写真画像を含む）
 - ・イベント等の効果測定結果・分析
 - ・その他必要な事項は、委託者と受託者がその都度協議し決定する。
- ② モデル企業の公募・選定・伴走支援
 - ・公募・選定・伴走支援の概要
 - ・公募、選定に関する状況
 - ・応募者説明会の効果測定結果・分析
 - ・伴走支援に関する状況
 - ・その他必要な事項は、委託者と受託者がその都度協議し決定する。

(2) その他、事業の期間中に委託者が事業の実施状況について報告を求めた場合は、速やかに求めに応じた報告を行うこと。

9 留意事項

- (1) 企画提案内容に関する基本的な考え方、提案理由を示すこと
- (2) 企画・運営等について具体的に提案すること
- (3) イベント等の企画や日程を具体的に提案すること
- (4) 提案内容の実施に係る年間スケジュール（予定）を提示すること
- (5) 提案内容に関する経費の内訳を取組ごとに示すこと

10 その他

- (1) 受託者は本事業（再委託をした場合を含む。）に関する事項について機密を厳守し、他に漏らしたり、利用したりしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、適切に行うこと。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている知的財産権等を使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、公益財団法人あきた企業活性化センターに帰属するものとする。
- (5) 本業務を遂行するにあたり受託者が第三者に損害を与えた場合、また業務遂行に際し受託者の従業員や機械・設備等に事故が発生した場合は、全て受託者の責任において解決する。
- (6) 受託者は本業務のすべてを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ委託者の承諾を得ること。
- (7) 受託者は本事業の実施（再委託をした場合を含む。）に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項または業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、その都度委託者と協議の上定めるものとする。なお、この仕様書はプロポーザル用であり、契約の締結に際しては、委託者と受託者で内容を別途協議して定める。
- (9) 上記内容については、委託者と受託者との協議に基づき変更することがある。
- (10) 新型コロナウイルス感染症やその他の事由により、事業の全部又は一部を中止した場合、委託費用は委託者と受託者が協議の上、変更することがある。
- (11) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること
- (12) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。